

第十九条第二項中「第十号」を「第十一号」に、「第十二号から第十七号まで」を「第十三号から第十八号まで」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改め、同条第三項中「第十一号、第十七号又は第十八号」を「第十二号及び第十八号から第二十一号まで」に改める。

第二十三条第三号中「第三十四条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十四号から第二十六号まで」を「第三十四条の二第二十号、第二十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第二十九号から第三十一号まで」に改める。

第二十三条の四第一号及び第二号中「第三十四条の二第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号及び第二十四号から第二十六号まで」を「第三十四条の二第二十号、第二十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号及び第二十九号から第三十一号まで」に改め、同条第二十六号を同条第三十号とし、同条第六号から第二十五号までを四号ずつ繰り下げ、同条第五号を同条第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 特許法第四十三条第六項（実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による通知

第二十三条の四第四号の次に次の三号を加える。

五 特許法第三十六条の二第三項の規定による通知

六 特許法第三十八条の四第一項の規定による通知

七 特許法第三十八条の四第四項本文の規定によりその特許出願を明細書等補完書を提出した時にしたものとみなした旨の特許法施行規則第二十七条の十一第三項の規定による通知

第二十九条中「第十号まで及び第十二号から第十七号まで」を「第十一号まで及び第十三号から第十八号まで」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改める。

第二十九条の二中「第十九条第一項第十一号」を「第十九条第一項第十二号」に改める。

第三十条中「及び第五十二号」を「第五十二号」に改め、「ものを除く。」の下に、「第六十二号及び第六十三号」を加える。

第三十四条の二各号列記以外の部分中「第五号まで、第八号、第十一号、第十二号、第十七号、第二十二号、第二十三号、第二十八号及び第三十一号から第三十三号まで」を「第三号まで、第八号、第九号、第十二号、第十五号、第十六号、第二十二号、第二十七号、第二十八号、第三十三号及び第三十六号から第三十八号まで」に、「第六号、第七号、第十三号、第十四号、第十八号、第十九号、第二十四号から第二十六号まで及び第三十五号」を「第十号、第十一号、第十八号、第十九号、第二十三号、第二十四号、第二十九号から第三十一号まで及び第四十号」に改め、同条第三十六号を同条第四十一号とし、同条第三十五号を同条第四十号とし、同条第三十四号を同条第三十九号とし、同条第三十三号中「第二十九号」を「第三十四号」に、「第三十号」を「第三十五号」に、「第三十一号」を「第三十六号」に改め、同号を同条第三十八号とし、同条第三十二号を同条第三十七号とし、同条第三十一号中「第三十二号」を「第三十七号」に、「第二十九号」を「第三十四号」に改め、同号を同条第三十六号とし、同条第三十号を同条第三十五号とし、同条第二十九号を同条第三十四号とし、同条第二十八号中「及び第二十七号」を「及び第三十二号」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条第二十七号を同条第三十二号とし、同条第二十六号を同条第三十一号とし、同条第二十五号中「第二項」を「第七項」に改め、同号を同条第三十号とし、同条第十三号から第二十四号までを五号ずつ繰り下げ、同条第十二号を同条第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 特許法施行規則第二十七条の十第四項に規定する先の特許出願の認証謄本及びその日本語による翻訳文の提出

第三十四条の二第十一号を同条第十五号とし、同条第四号から第十号までを四号ずつ繰り下げ、同条第三号の次に次の四号を加える。

四 特許法第三十八条の二第四項本文の規定による手続補完書の提出

五 特許法第三十八条の三第一項の規定による先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願

六 特許法第三十八条の三第三項の規定による明細書及び必要な図面の提出

七 特許法第三十八条の四第三項の規定による明細書等補完書の提出

第三十八条の二中「第四号まで、第五号（産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十五条第三項の規定により納付すべき手数料の軽減を受ける場合を除く。）を「第五号まで、第五号の二（イ、ロ、ホ及びビ）に掲げる手続に係るものに限る。」に、「又は第五十四号」を「第五十四号」に改め、「第五十八号まで」の下に「又は第六十三号」を加える。

第四十条第一項第七号中「第二項」を「第七項」に改める。

第四十一条の八第二項中「第二項」を「第七項」に改める。

別表第一の一の項の第四欄中「から第六号まで、第八号、第十号、第十一号、第二十一号及び第二十六号」に改め、同表第一の二の項の第四欄中「から第六号まで、第八号、第十号、第十一号及び第二十号から第二十四号」を「第四号、第八号、第十号、第十二号、第十三号、第十四号、第十五号及び第二十四号から第二十八号」に改め、同表第一の三の項の第四欄及び四の項の表第四欄中「から第五号まで、第八号、第十号、第十二号、第二十一号及び第二十二号」を「第四号、第八号、第十二号、第十四号、第十六号、第二十五号及び第二十六号」に改め、同表第一の五の項の第四欄中「第五号まで、第八号、第十号、第十二号、第二十一号及び第二十二号」を「第四号まで、第八号、第十二号、第十四号、第十六号、第二十五号及び第二十六号」に改め、同表第一の六の項の第四欄中「から第五号まで、第八号、第十号、第十二号、第二十一号及び第二十二号」を「第四号、第八号、第十二号、第十四号、第十六号から第十九号まで、第二十一号及び第二十二号」を「第四号、第八号、第十二号、第十四号、第十六号から第二十三号まで、第二十五号及び第二十六号」に改める。

様式第二の備考7を同様式の備考8とし、同様式の備考6中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、同備考を同様式の備考7とし、同様式の備考5の次に次のように加える。

6 第4条第2項の規定により氏名若しくは名称の変更の届出及び住所若しくは居所の変更の届出を一の書面とするときは、次の要領で記載する。

イ 表題は、「氏名（名称）変更届及び住所（居所）変更届」とする。

ロ 「1 氏名（名称）を変更した者」「1 氏名（名称）及び住所（居所）を変更した者」とする。

ハ 「住所又は居所」の欄を「旧住所又は旧居所」とし、「旧住所又は旧居所」の欄の次に「郵便番号」の欄及び「新住所又は新居所」の欄を設けてそれぞれ記載する。

様式第三の備考1中「第4条第2項」を「第4条第3項」に改め、「同様の備考6中「6まで」を「7まで」に、「備考6」を「備考7」に改める。

様式第六の備考8中「1 上記手続に関する復代理人の選任」を「1 上記手続に関する復代理人の選任」に改める。

様式第七の備考13中「第18条第4項」を「第18条第3項」に改める。

様式第三十三の備考3中「第19条第1項第10号」を「第19条第1項第12号」に改める。

人の選任」に改める。

様式第七の備考13中「第18条第4項」を「第18条第3項」に改める。

様式第三十三の備考3中「第19条第1項第10号」を「第19条第1項第12号」に改める。